

第4章 緑地の配置及び都市緑化に関する計画

本市における緑の将来像の実現に向け、当初計画において設定した環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統の観点のほか、生物多様性確保ための観点を加え、緑地の配置方針及び都市緑化に関する計画方針を示します。

1 4系統の緑地の配置計画

(1) 環境保全系統

環境保全系統では、都市の骨格の形成、貴重な自然の保護、歴史文化の継承、快適な生活環境の形成を図るとともに、市街地の特性に応じた緑地の配置を計画します。

1) 都市の骨格の形成

- 市街地の北東部に広がる農地や市街地背後の丘陵地の緑は、本市の基盤となる緑として位置づけ、保全します。
- 漁川をはじめ、市内を流れる柏木川、茂漁川、ユカンボシ川、ルルマップ川、島松川などの各河川を都市の骨格を形成する緑地として位置づけ、保全と河川緑地の整備充実を推進します。
- 市街地を囲むように分布する防風保安林は、本市の重要な緑の骨格として位置づけ、保全を推進します。

2) 貴重な自然の保護

- 漁岳を源とする漁川と数々の支流で形成される恵庭渓谷周辺の森林地帯は、豊かな緑が広がり、野生生物の生息地となっていることから、本市の基盤となる緑として位置づけ、保全します。
- 恵庭公園、中島公園、恵庭ふるさと公園、あさひ公園、カリンバ自然公園のほか、柏木川沿いに残された丘陵台地性の高木林植物群落は、市街地内にあって貴重な自然環境を有する緑地として位置づけ、保全します。
- 漁川河川空間のヤナギ灌木林やヨシ等の植生、柏木川や茂漁川沿いに分布する低湿地高木自然林は自然度の高い緑地であることから、本市の重要な緑の骨格である河川と併せて保全を図ります。
- 市内を流れる河川とその河畔林、市街地を囲むように分布する防風保安林、大規模な公園緑地等は、エコロジカルネットワークを形成する緑としても位置づけ、保全します。

3) 歴史的風土の継承及び形成

- 豊栄神社をはじめとする社寺林は、恵庭市の歴史・文化を伝える緑地として位置づけ、保全します。

4) 快適な生活環境を支える緑地

- 快適な生活環境を維持するため、市街地内に残されている身近な緑を可能な限り保全します。
- 市街地における都市公園や都市緑地は、適正な配置のもとに整備を推進します。
- 道路空間は、街路樹などの植栽により、快適で彩り豊かな緑化を推進します。
- 防風保安林や河川空間は、快適な生活環境維持・向上の観点からも重要な緑地であり、保全を図ります。

5) 市街地特性に応じた緑地の配置

- 恵庭・島松・恵み野の各市街地の土地利用や市街化の状況、既存緑地の配置・分布状況等に応じ、緑地の配置を検討します。
- 河川空間、防風保安林、農地、街路樹などは、騒音防止や冬期の北西風を緩和するなど、環境負荷の軽減を図る緑地として位置づけ、配置します。
- 住宅地では、住区基幹公園を適正に配置することにより、市街地環境の向上を図ります。
- 商業地では、緑化スペースを確保し、フラワーポットやバスケットなどを用いて空間を有効に活用しながら緑化を図ります。
- 工業地では、緑地協定等を活用し、敷地内緑化を推進します。また、住宅地と工業地が隣接する地域には緩衝緑地を配置するなど、住宅地の快適な生活環境確保を図ります。

(2) レクリエーション系統

レクリエーション系統では、身近なレクリエーション空間、全市的視点からのレクリエーション空間の確保をめざし、これらをそれぞれ特色ある施設として整備するとともに、レクリエーションネットワークを形成することにより魅力を向上し、利用を促進します。

1) 身近なレクリエーション空間

- 身近なレクリエーションの場である住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）は、既設公園の位置や規模、周辺の土地利用、恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模を考慮して適正に配置します。
- 既成市街地など、住区基幹公園の誘致圏外に位置する地域において公園を配置することが困難な場合は、既存の公共施設緑地や樹林地を活用して代替機能を確保するなど、可能な限り適正に配置することを検討します。

- 新たな住宅地が形成される場合は、周辺市街地における住区基幹公園の配置・整備状況等を考慮して配置します。
- 小学校などの公共施設空間は、身近なスポーツ・レクリエーションに対応する緑地として位置づけ、活用を図ります。

平成 15 年 3 月に都市公園法施行令が改正され、これまで全国一律の住区基幹公園の配置基準となっていた誘致距離の数字表示が廃止されました。今後は、地方公共団体がその地域における都市公園の整備水準を勘案して都市公園の種別ごとに配置及び規模の基準を条例で定めることが望ましいとしています。

このことを受けて検討した結果、恵庭市においては都市公園の整備水準が高く、本計画の目標年次までに整備が必要な住区基幹公園についても整備個所が少なくなってきたことから、これまで同様、市街地内における均衡ある住区基幹公園の配置を目的として、以下のように配置及び規模を条例で定めることに変更します。

恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模

- 街区公園
 - 誘致距離は 250m程度を基本として配置する。
 - 規模は 0.25ha をおおよその目安とする。
- 近隣公園
 - 誘致距離は 500m程度を基本として配置する。
 - 規模は 2.0ha をおおよその目安とする。
- 地区公園
 - 誘致距離は 1km 程度を基本として配置する。
 - 規模は 4.0ha をおおよその目安とする。

2) 全市的なレクリエーション空間

- 全市的なレクリエーション空間となる都市基幹公園として、総合公園を位置づけます。恵庭公園はユカンボシ川の源流として河川空間との一体性・連続性に配慮するとともに、恵み野中央公園は都市緑地との連続性を活かしたレクリエーションネットワーク拠点として位置づけます。ルルマップ自然公園ふれらんどは「農」をテーマとした都市と農村との交流拠点として位置づけます。
- 多様化するスポーツ・レクリエーション需要に応えるため、公園内施設のリニューアルを検討します。
- 漁川をはじめ市内を流れる各河川空間は、親水レクリエーション機能を持つ緑地として整備・活用します。

3) レクリエーションネットワークの形成

- 連続的かつ広域的な緑地利用を促進するため、緑地間を相互に連絡する都市計画道路等の緑化、緑道の整備、河川空間の活用などにより、レクリエーションネットワークを形成します。
- 市街地から漁川上流域の恵庭溪谷へつながる広域サイクリングロードの整備を検討していきます。
- 道道札幌恵庭自転車道線の延伸具体化に合わせて恵庭らしい沿道景観の形成を図るとともに、広域的に多くの人々が利用する動線となることから、利用拠点の整備についても検討していきます。
- グリーンベルトや広幅員の道路は、市街地のレクリエーションネットワークを補完する緑地として保全、活用を図ります。

4) 民間施設緑地の活用

- 一般に開放されている民間のスポーツ・レクリエーション施設を民間施設緑地として位置づけます。

(3) 防災系統

防災系統では、自然災害の防止、災害時における安全性の確保、都市災害の軽減、緩衝機能を有する緑地の配置を計画します。

1) 自然災害を防止する緑地

- 防風保安林は、防風、防雪機能を有しており、維持・保全を図ります。
- 市街地周辺部の樹林地は、豪雨時や地震時等の災害防止に寄与する緑地として位置づけます。

2) 災害時における安全性の確保

- 災害時の避難場所として位置づけられている都市公園や学校のグラウンド、公共施設空間を、災害時における安全性の確保に寄与する緑地として位置づけます。今後、新たに整備される公園や公共施設空間についても、避難場所としての安全性に配慮しながら適正に配置します。
- 市街地内に帯状に分布する河川や道路空間等の緑は、避難路としての機能や、火災時の延焼遮断機能を有していることから、これらのネットワーク化を図るとともに、保全と利用に努めます。
- 地震時のブロック塀倒壊等による避難路の遮断をなくすため、生活道路などでは、接道部の生け垣化を推進します。
- 漁川等の河畔林や桜つつみなどは河岸の強化になることから、保全及び緑化に努めます。

3) 緩衝機能の充実

- 工業地と住宅地が隣接する地域については、緩衝機能を有する緑地を配置することにより、災害時における被害拡大防止を図ります。
- 国道 36 号等の主要幹線道路の沿道には、騒音・振動を軽減するための緩衝機能を有する緑化を図ります。

(4) 景観構成系統

景観構成系統は、都市を代表する景観、地域を代表する景観、市街地の計画的緑化などを考慮し、緑地の配置を計画します。

1) 都市を代表する景観

- 漁川上流に続く森林地帯は、恵庭溪谷をはじめとする雄大な自然環境に恵まれた本市を代表する景観であり、継続的な保全に努めます。
- 市街地北東部に広がる農地や連続する防風保安林は、北海道の地域特性を印象づける景観であり、保全を図ります。

2) 地域を代表する景観

- 恵庭公園の自然性の高い樹林地や河川沿いの樹林地、防風保安林などは市街地や農地内にあってランドマーク機能を有する緑地であり、これら地域を代表する景観のシンボルとなる緑地は、保全、活用を図ります。
- 市内を流れる漁川や茂漁川、柏木川等の河川は、良好な水辺景観を形成しており、河畔林と一体的に保全、活用を図ります。
- 農地や市街地、山並みの眺望点となる橋詰の広場、公共施設等は、緑地としての整備や保全、緑化を行い、優れた眺望を有する緑地として、保全、活用を図ります。

3) 市街地の計画的緑化

- 緑地協定等により、統一性ある街並みを形成する緑化を推進します。
- 市街地や地域のシンボルとして、また緑化推進のモデルとして、公共施設空間の緑化を推進します。
- 住宅地については、花壇や生け垣等により、緑豊かな住宅地景観形成の誘導を図ります。

-
- 工業地については、接道部への緑地帯の配置に努め、周辺景観との調和を図ります。
 - 商業地については、歩行者の安全性と快適性を確保しながら、緑の景観形成に向け、緑地やオープンスペースの確保、樹木や花による修景緑化に努めます。
 - 景観を構成する緑地のバランスを保つため、連続性を有する緑地を結ぶ道路や河川空間等の景観構成要素となる緑をつなぎ、質の高い景観を形成します。

2 生物多様性確保のための緑地の配置方針

恵庭市では、これまで「新 水と緑のやすらぎプラン」（平成 16 年 3 月）において、市街地内を流れる漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川については、「まちに自然の息吹を伝える」空間として都市の環境軸に位置づけてきました。また、緑の基本計画（平成 14 年）においても、施策の体系の項目として「水辺の生態系の保全」を掲げ、「水辺景観の保全」、「動物植物生息空間の維持と保全」、「河川管理者との連携」を図ってきたところです。

一方、生物多様性保全活動推進法の改正（平成 23 年 10 月）を受けて都市緑地法運用指針が改正され、緑の基本計画の策定にあたっては、生物多様性の確保に配慮することになりました。

このことをふまえ、緑の基本計画の見直しにあたっては、従前からの計画内容を継承しながら、生物多様性の確保のための緑地の配置方針を設定します。

(1) エコロジカルネットワーク形成による生物多様性の確保の目標

恵庭市内において、恵庭市が主催する「子ども塾」、市民団体や NPO などが実施している自然観察、河川管理者が主催している環境学習等の場においてもモニタリングできるよう、恵庭市民にとっては身近な存在でありながら、都市にあって貴重な生き物を「目標種」と設定します。

具体的には、以下の 2 種を目標種として設定します。

生物多様性確保の目標種

● サケ及びサクラマス(ヤマメを含む)

- 漁川をはじめ、市街地で産卵が見られる魚類です。
- 漁川の「いざり」は、サケ・マスが産卵のために掘る穴を意味するアイヌ語「イチャニ」に由来しています。



漁川で産卵するサケ

● エゾリス

- 恵庭公園や中島公園など、市民が日常的に利用する都市公園においても見られる小動物です。
- 恵庭公園の隣接地に都市計画道路恵南柏木通が整備された際には、恵庭公園を源流とするユカンボシ川の河川空間の連続性を考慮した小動物の橋「エコブリッジ」が整備されています。



恵庭公園のエゾリス

写真提供：一般社団法人流域生態研究所
妹尾優二氏

(2) エコロジカルネットワーク形成のための緑地の配置方針

1) 中核地区緑地

- 市街地及びその周辺において、目標種の生息・生育地となる以下の緑地を位置づけます。
 - 漁川
 - 茂漁川
 - 柏木川
 - ユカンボシ川
 - ルルマップ川
 - 恵庭公園
 - 中島公園
 - 市街地背後の丘陵樹林地

2) 拠点地区緑地

- 市街地及びその周辺において、目標種の分布域の拡大等に資する以下の緑地を位置づけます。
 - ルルマップ自然公園ふれらんど
 - 市民交流の森
 - 中恵庭公園

3) 回廊地区緑地

- 中核地区と拠点地区を結び、目標種の移動空間となる以下の緑地を位置づけます。
 - 千歳川、島松川
 - 漁川及び漁川河川緑地
 - 茂漁川及び茂漁川河川緑地
 - 柏木川及び柏木川河川緑地
 - ユカンボシ川及びユカンボシ川河川緑地
 - ルルマップ川及びルルマップ自然公園ふれらんど
 - 防風林
 - バイパス沿い緑地
 - 恵み野中央公園及び恵み野南・北緑地

4) 緩衝地区緑地

- 緩衝地区緑地は、中核・拠点・回廊地区緑地と同様な生態的ポテンシャルを有し、または補完する緑地を位置づけるものですが、本計画では中核・拠点・回廊地区緑地で充足すると考え、配置を計画する予定はありません。

3 総合的な緑地の配置計画

4系統の緑地の配置計画及び生物多様性確保のための緑地の配置方針をふまえ、本市の総合的な緑地の配置を計画します。

(1) 骨格的な緑地の配置計画

- 都市の骨格を形成している優れた自然である漁川、茂漁川、柏木川、ユカンボシ川、ルルマップ川、島松川の保全を図り、「骨格となる河川の軸」として位置づけます。
- 市街地をとりまく防風保安林及び国道36号（恵庭バイパス）、恵南柏木通を「骨格となる緑の軸」として位置づけます。
- ユカンボシ川の源流である恵庭公園、恵み野中央公園、漁川沿いの中島公園、恵庭ふるさと公園、柏木川沿いの市民交流の森、ルルマップ川と一体となったルルマップ自然公園ふれらんどを「緑の拠点」として位置づけます。

(2) 貴重な自然の保護

- 漁川上流部の恵庭溪谷を中心とした広大な森林地帯は、自然性の高い緑地として保全します。
- 市内に分布する防風保安林や河畔林、市内を流れる河川、大規模な公園等は、市街地において生物多様性確保の目標として設定した目標種の生息・生息地として、積極的に保全します。
- 恵庭公園、中島公園、恵庭ふるさと公園、あさひ公園、カリンバ自然公園、柏木川沿いなどには自然の面影を残す樹林地が残存していることから、その保全と活用の両立をめざします。

(3) 緑のネットワークの形成

- 「緑の拠点」を結びつけるため、「骨格となる河川の軸」・「骨格となる緑の軸」などの線的な緑を、緑のネットワークとして位置づけます。
- 緑のネットワークは災害時の避難経路になるほか、身近なレクリエーションの場として整備・活用を図ります。
- 自然と共生するまちづくりをめざし、エコロジカルネットワークの形成を図ります。
- 近隣公園や駅前広場、ポケットパークなどは、緑のネットワークの結節点として位置づけます。

(4) 身近な緑地の保全と創出

- 市街地に残存する樹林地は積極的に保全するとともに、都市公園等の整備を促進し、身近なレクリエーション空間、防災拠点として緑地の確保に努めます。
- 新たに整備する公園や公共施設空間については、既存樹林地の保全・活用を図るなど、緑の確保に努めます。

総合的な緑地の配置計画図

